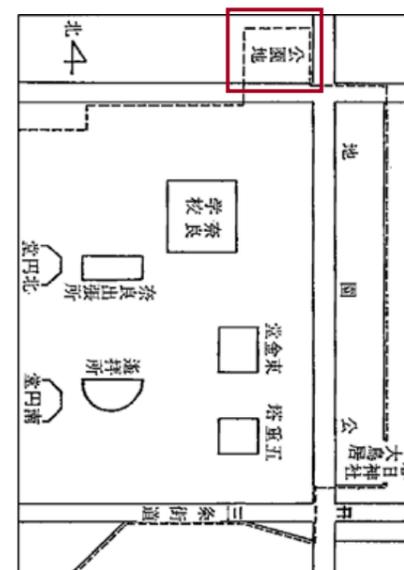
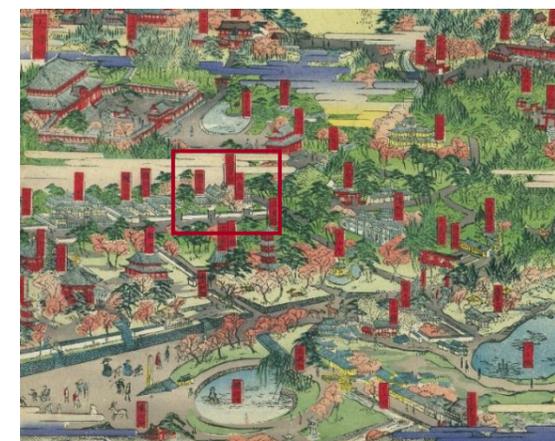


(3) 成り立ち

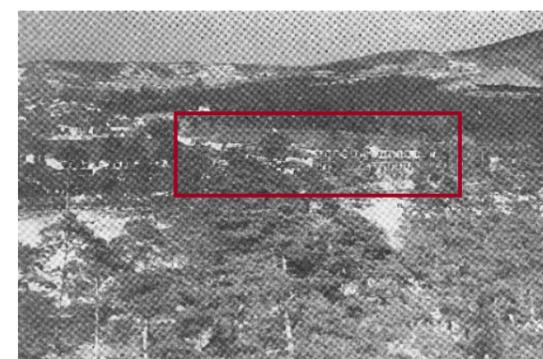
- ・計画地は、江戸期までは興福寺境内として、その子院である観禅院が位置していた。
- ・興福寺境内は、明治4年(1871)の社寺領上知令により官有地となったが、管理が不十分のため荒廃地として風致景觀を損ねていた。このため、県(当時は堺県)は、明治11年(1878)に計画地を含む興福寺旧境内の一部を公園地に設定し、興福寺旧境内の風致体裁を整えるため公園地の拝借願を出していた町民有志に貸与するなど、維持管理をおこなった。
- ・この取り組みを基盤に、興福寺旧境内及び猿沢池周辺を名所旧跡として保存活用することを目的に、太政官布達第十六号に基づき、明治13年(1880)に奈良公園を開設した。
- ・計画地では、公園開設と同年に師範学校の新校舎が完成する。その後、大正11年(1922)には名勝奈良公園の一部に指定、昭和35年(1960)には都市公園法に基づく都市公園奈良公園となり、同年、計画地にあった奈良学芸大学(もと師範学校で、現在の奈良教育大学)の用途廃止が行われるまで、学校敷地としての土地利用がなされてきた。
- ・校舎移転以降、計画地には、昭和30年代に行われた公園整備事業の一環として、昭和42年(1967)に登大路駐車場が開設された。これは、当時のカーブームの本格化、自動車観光時代の到来により、公園内への受入車数が増加し、渋滞や観光バスの不法駐車、境内地への乗入等が散見されたため、既存駐車場に加え、抜本的な交通対策を検討した結果、公園内への車の受入対策とともに、乗入抑制の中心的な役割を担う駐車場として整備されたものであった。
- ・なお、計画地は、平成23年(2011)に登大路駐車場としての利用を廃止し現在に至る。



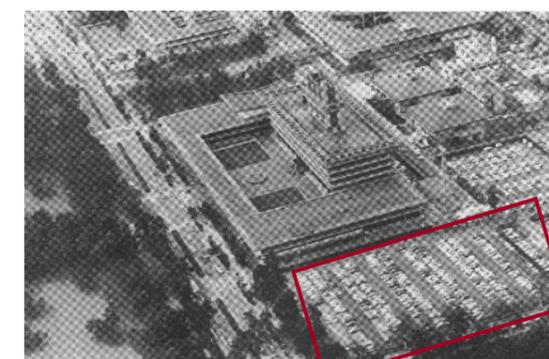
明治11年(1878): 奈良公園開設以前から公園地として維持管理されていた計画地(赤枠部)
出典:「奈良公園史」



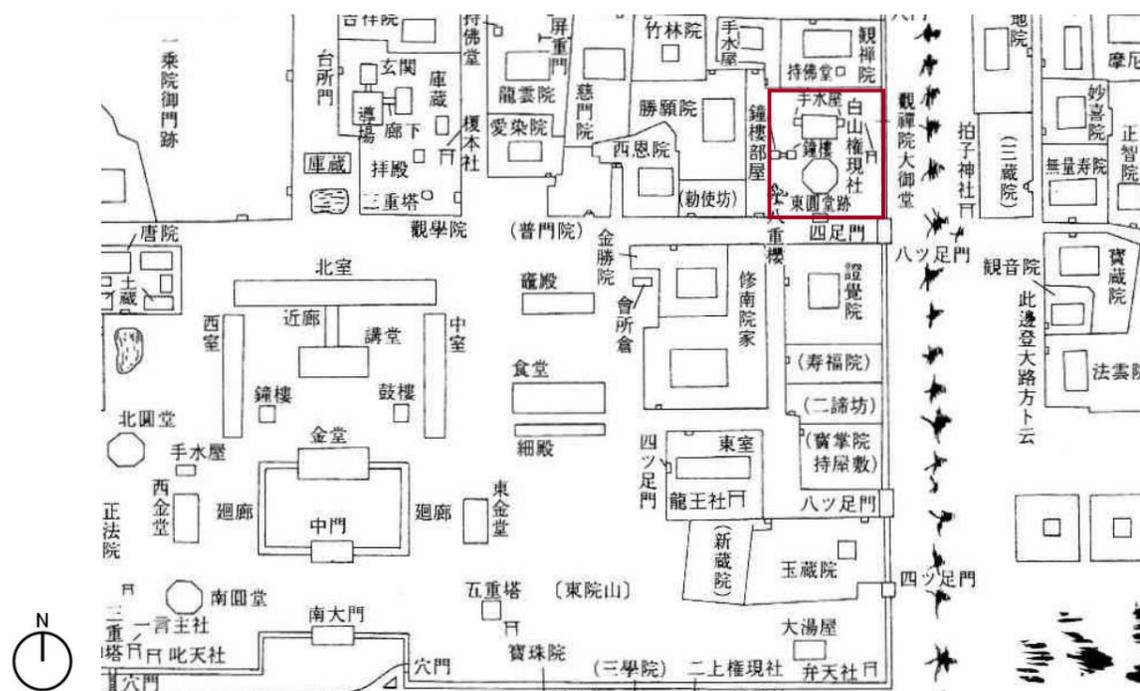
明治34年(1901): 師範学校校舎が建てられていた計画地(赤枠部)
出典:「奈良大仏前絵図屋筒井家刻成絵図集成」



昭和34年(1959)以前: 奈良学芸大学校舎が建てられていた計画地(赤枠部)
出典:「奈良公園史」

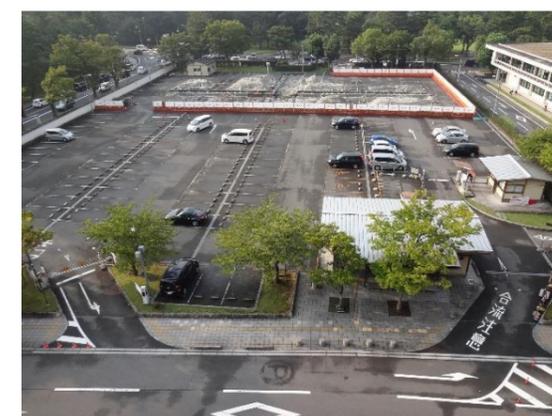


昭和40年(1965)県庁舎竣工以降: 登大路駐車場としての利用されていた計画地(赤枠部)
出典:「奈良公園史」



江戸期以前: 興福寺子院観禅院が建っていた計画地(赤枠部)

出典: 奈良県立橿原考古学研究所蔵「興福寺旧境内地図」



平成23年(2011)以降: 登大路駐車場としての利用を廃止した現況
(写真左: 吉城園周辺、写真右: 県庁舎)

2. 関係法規制

古都保存法
歴史的風土保存区域 以下の行為について届出が必要 (古都保存法第7条第1項) 1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 3. 木竹の伐採 4. 土石の類の採取 5. その他歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

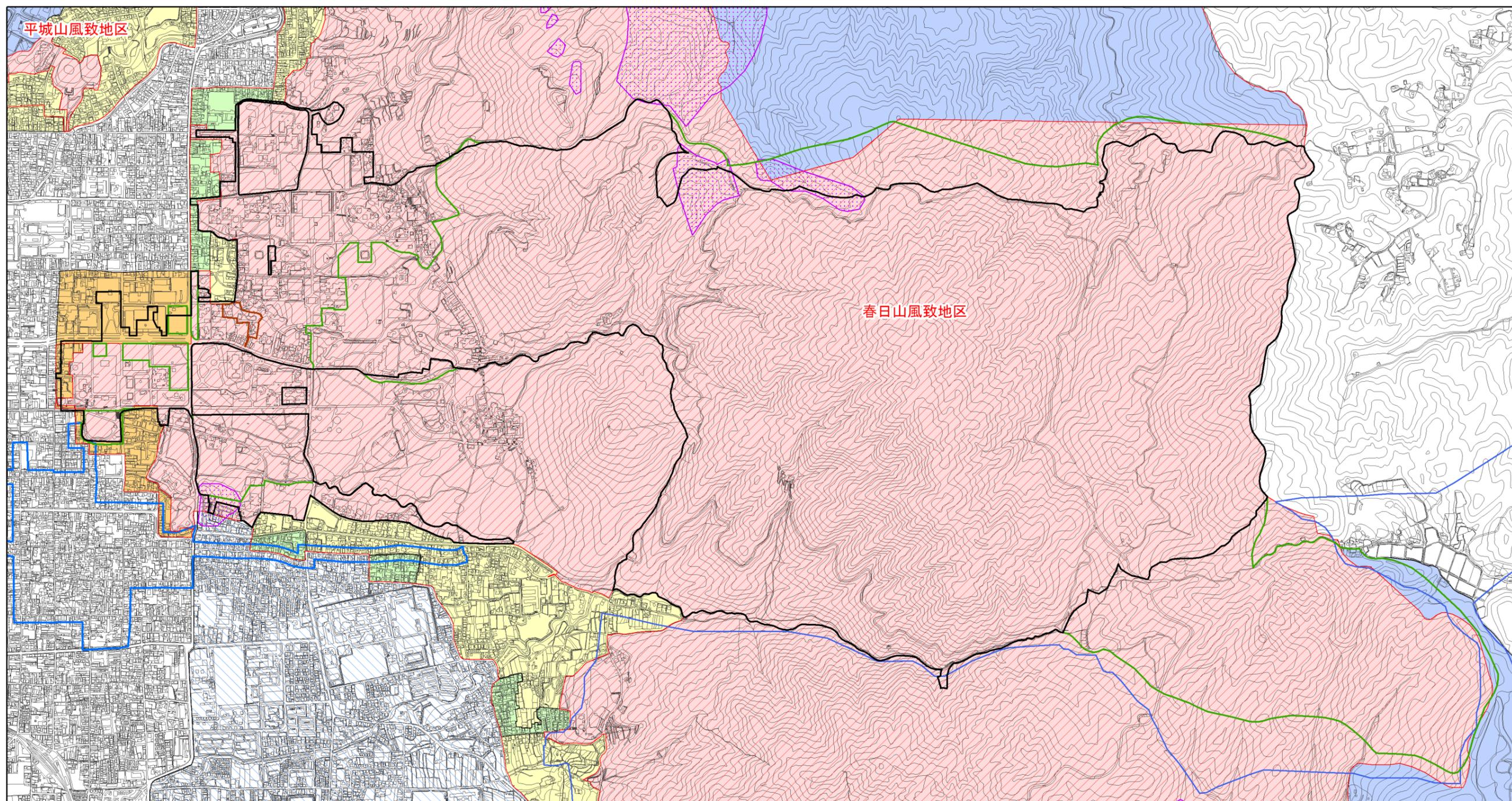
文化財保護法
奈良公園 (国指定名勝) 【現状変更等の制限】 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を要する。 (文化財保護法第125条第1項) 【行為実施にあたっての留意事項等】(「名勝奈良公園保存管理・活用計画」平成23年3月) <ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変は最小に留めることを基本とする。 ・周辺の景観と調和に配慮し、名勝としての価値を損なわないよう適切な範囲、方法を検討し、実施する。 ・行為対象地において重複する有形文化財、記念物等の文化財については、対象となる文化財の保存・保全を原則として、必要に応じて文化庁と協議を行うなど、名勝奈良公園を構成する本質的価値を構成する要素への影響に配慮した方法を検討し、適切な措置を講ずる。 ・大規模となるものや恒久的な工事等となる行為においては、将来に亘る名勝の価値の維持向上に資するため、計画的に実施する。 ・名勝として適切な行為内容とするとともに、行為の対象に関連する法制度等(歴史的風土特別保存地区、風致地区等)に準拠し、その取扱の整合を図る。

奈良市風致保全方針 春日山風致地区							
地区の概況	奈良盆地の東端を形成する大和青垣の山並みと春日断崖による「青垣」といった美しい自然景観の保全を念頭におき、東大寺、興福寺、春日大社といった国宝・重要文化財の建築群と周辺の緑地や山並みへの眺望等 奈良の重要な景観を維持・保全していく。また、山並みに緩く連なる市街化や田園・果樹園等の農村地域の風景といった、奈良全体のイメージを構成する景観を保全するために、緑地保全、建築物の意匠形態に配慮する。						
地区の風致特性	<table border="1"> <tr> <td>(1) 風致構成要素</td> <td>自然保全+歴史保全+市街地育成型</td> </tr> <tr> <td>(2) ランドマーク</td> <td>遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等) 近景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等)</td> </tr> <tr> <td>(3) 主な視点場</td> <td>登大路、国道169号、飛火野、若草山</td> </tr> </table>	(1) 風致構成要素	自然保全+歴史保全+市街地育成型	(2) ランドマーク	遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等) 近景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等)	(3) 主な視点場	登大路、国道169号、飛火野、若草山
(1) 風致構成要素	自然保全+歴史保全+市街地育成型						
(2) ランドマーク	遠景：春日山、若草山、高円山、原始林 中景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等) 近景：奈良公園(東大寺、興福寺、春日大社等)						
(3) 主な視点場	登大路、国道169号、飛火野、若草山						
地区の維持・創出すべき風致の内容	<table border="1"> <tr> <td>(1) 保護すべき要素</td> <td>自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地</td> </tr> <tr> <td>(2) 維持・保全すべき要素</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・春日山を中心とする山並みの稜線(遠景) ・青垣を形成する急斜面の緑地 ・奈良公園周辺のまちなみ(近景) ・旧集落の一体感あるまちなみ(近景) </td> </tr> <tr> <td>(3) 育成すべき要素</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観との調和(遠景としての屋根並み) ・背景となる緑地との調和(遠景としての色彩、緑化による一体感) </td> </tr> </table>	(1) 保護すべき要素	自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地	(2) 維持・保全すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> ・春日山を中心とする山並みの稜線(遠景) ・青垣を形成する急斜面の緑地 ・奈良公園周辺のまちなみ(近景) ・旧集落の一体感あるまちなみ(近景) 	(3) 育成すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観との調和(遠景としての屋根並み) ・背景となる緑地との調和(遠景としての色彩、緑化による一体感)
(1) 保護すべき要素	自然：春日山原始林を含む森林 歴史：東大寺、興福寺、春日大社等の史跡及びそれと一体となっている緑地						
(2) 維持・保全すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> ・春日山を中心とする山並みの稜線(遠景) ・青垣を形成する急斜面の緑地 ・奈良公園周辺のまちなみ(近景) ・旧集落の一体感あるまちなみ(近景) 						
(3) 育成すべき要素	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観との調和(遠景としての屋根並み) ・背景となる緑地との調和(遠景としての色彩、緑化による一体感) 						

奈良市風致保全方針 春日山風致地区					
地区別保全方針 春日山風致地区ゾーン9(育成区域) 【方針】 ・建築物、工作物については、周辺のまちなみや緑地に調和する色彩とする。 ・建築物周辺の敷地が大きく、まちなみへの視覚的影響も大きいため、周囲の緑化を図る。敷地外周には中高木を配置する。		色彩基準			
屋根	R系・YR系・Y系・GY系・G系・無彩色で明度・彩度共に4未満の色彩とする 無彩色についてはN3.5以下 屋根形状が、陸屋根の場合、周囲の景観に配慮された色彩である場合、この限りでない				
外壁・塀・擁壁・その他の工作物	YR系	色相 0.1YR以上5.0YR未満	明度	3未満	使用不可
			彩度	3以上5未満	4以下
			彩度	5以上9未満	3以下
	Y系	色相 0.1Y以上5.0Y未満	明度	3未満	使用不可
			彩度	3以上9未満	4以下
			彩度	9以上	1以下
N系	色相 5.0Y以上10.0Y	明度	3未満	使用不可	
		彩度	3以上9未満	3以下	
		9以上			2以下
		3以上9以下			

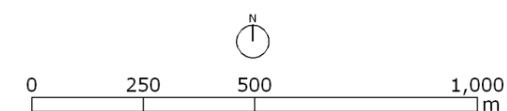
奈良市歴史的風土保存計画(春日山地区)	
歴史的風土の保存の主体	春日大社、興福寺、東大寺等の歴史的建造物と一体となる奈良公園の自然的環境
規制等の方針	背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線における建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点をおくとともに、春日山周遊道路沿道の石仏等の歴史的資産と一体となる原始林については、森林美の保存に重点をおく

奈良市風致地区条例																													
第5種風致地区：風致地区内において以下の行為をするときは、条例に基づき許可を要する 【許可を要する行為及び基準】																													
許可を要する行為	許可基準																												
1. 建築物の新築、増築、改築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> ●位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 ●当該建築物の敷地が造成地等である場合は、風致の維持に必要な植栽を行うこと。 ●建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離、緑地率が次の基準を満たすこと。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>高さ</td> <td>建ぺい率</td> <td colspan="2">壁面後退距離</td> <td>緑地率</td> <td>切土又は盛土の法面の高さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>道路側</td> <td>隣地側</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1種風致地区</td> <td>8m以下</td> <td>20%以下</td> <td>3m以上</td> <td>1.5m以上</td> <td>40%以上</td> <td>2m以下</td> </tr> <tr> <td>第5種風致地区</td> <td>15m以下</td> <td>40%以下</td> <td>2m以上</td> <td>1m以上</td> <td>20%以上</td> <td>4m以下</td> </tr> </table>		高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	切土又は盛土の法面の高さ				道路側	隣地側			第1種風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	2m以下	第5種風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4m以下
	高さ	建ぺい率	壁面後退距離		緑地率	切土又は盛土の法面の高さ																							
			道路側	隣地側																									
第1種風致地区	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	40%以上	2m以下																							
第5種風致地区	15m以下	40%以下	2m以上	1m以上	20%以上	4m以下																							
2. 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 ※ただし、水道管や下水道など地下に設ける工作物、高さが1.5m以下のものは許可不要	●位置、形態、意匠がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。																												
3. 建築物その他の工作物の色彩の変更	●周辺の風致と不調和にならないこと。																												
4. 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 ※ただし、面積が10㎡以下の土地の形質の変更で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの、並びに面積が10㎡以下の水面の埋立て又は干拓は許可不要	●植栽等を行うことにより、周辺の風致と不調和にならず、周辺の樹木の育成に支障がないこと。																												
5. 木竹の伐採 ※ただし、間伐、枝打ちなどの通常行われる管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採などは、許可不要	●周辺の風致を損なう恐れが少なく、かつ、次のいずれかに該当すること。 ・建築物や工作物の新築、宅地の造成などを行うため必要最小限の伐採 ・森林の択伐 ・伐採後の成林が確実な森林の皆伐(1ヘクタール以下に限る)																												
6. 土石の類の採取 ※ただし、2.のただし書きと同程度のものは許可不要	●採取の方法が露天掘りでなく、かつ、周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないこと。																												
7. 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	●堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。																												



名勝奈良公園※ 風致地区

- | | | | | | |
|--|---------|--|------------------|--------------------------|-------------|
| | 第1種風致地区 | | 歴史的風土特別保存地区 | | 保安林 |
| | 第2種風致地区 | | 歴史的風土保存区域 | | 奈良町都市景観形成地区 |
| | 第3種風致地区 | | 自然公園地域(大和青垣国定公園) | | 屋外広告物禁止区域 |
| | 第4種風致地区 | | 県立奈良公園都市計画決定区域 | 奈良市屋外広告物条例第5条第11号に規定する地域 | |
| | 第5種風致地区 | | 吉城園都市計画決定区域 | | |



※出典: 奈良県教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物集録1』を基に作図

名勝奈良公園指定範囲及び関係法規制の指定状況

3. 名勝奈良公園としての本質的価値

3-1. 計画地が有する本質的価値

(1) 公園開設以前（明治12年（1879）以前）

1) 南都八景に選ばれた景勝地に隣接

- ・寛正6年（1465）、東大寺や興福寺にゆかりのある景勝地が、南都八景に選ばれている。
- ・四季折々の美しい情景を捉えたものとして人々に慕われ、以降の旅の道中案内記や名所図会等にも度々とりあげられた。
- ・計画地は、南都八景のうち、轟橋行人と雲井坂の雨の二景に選ばれた景勝地に隣接している。
- ・轟橋行人に添えられた歌からもうかがえるように、当時より、計画地は多くのひとが行き来する交通の要所、名所であった。

南都八景

一景. 春日野の鹿 二景. 三笠山の雪 三景. 猿沢池の月 四景. 佐保川の蜩
五景. 轟橋行人 **六景. 雲居坂の雨** 七景. 東大寺の鐘 八景. 南円堂の藤



南都八景図（部分）（古礪明筆）出典：奈良県立美術館編『日本美術と鹿』, 1998

五景. 轟橋行人

打ちわたる 人めも絶えず ゆく駒の
 ふみこそならせ とどろきのはし
 小倉前中納言実遠



六景. 雲居坂の雨

むら雨の はれ間に越えよ 雲井さか
 みかさの山は 程ちかくとも
 為重



出典：『絵本通宝志』（享保15年（1730）刊）金沢美術工芸大学所蔵

2) 興福寺子院観音院の境内地

- ・計画地は、興福寺子院の観音院の境内地であったが、明治4年（1871）の社寺領上知令により官有地となった。
- ・明治11年（1878）に公園地に設定され、町民有志に貸与され、興福寺旧境内地の風致景観が維持されてきた。

(2) 公園開設以降（明治13年（1880）以降）

1) 公園地として興福寺旧境内地の風致景観の維持管理

- ・奈良公園は、太政官布達第十六号に基づき明治13年（1880）に開設された。
- ・計画地周辺は開設当初より公園地として、吉城園周辺地区、興福寺境内に隣接する箇所として、師範学校、郡役所とともに、八重桜、築地塀を中心とした良好な風致景観が形成されていた。

(3) 名勝指定以降（大正11年（1922）以降）

1) 興福寺旧境内地の風致景観を文化財として保存管理

- ・奈良公園は、大正11年（1922）に史蹟名勝天然記念物法により名勝奈良公園に指定された。
- ・名勝指定文にあるとおり、計画地は興福寺旧境内地として名勝地の指定を受けている。
- ・名勝指定以降、昭和35年（1960）に奈良学芸大学の校舎が移転するまで、学校敷地として土地利用のなか、興福寺旧境内地の風致景観が保存管理されてきた。

名勝奈良公園 大正11年（1922）3月8日 指定文

奈良縣ノ経営ニ属シ明治十三年興福寺元境内及ビ春日野等約四万三千坪ノ地ヲ劃シテ公園ト爲シタルニ始マル、後春日山花山嫩草山等ノ山林及東大寺手向山神社ノ境内地ヲ編入シ更ニ風致上必要ナル民有地ヲ買収シ以テ今日ノ區域ヲ成スニ至レリ

(4) 都市公園法施行以降（昭和31年（1956）以降）

1) 都市公園奈良公園として公園地の活用

- ・昭和35年（1960）に、都市公園法に基づく都市公園奈良公園として設置された。
- ・計画地は、昭和30年代の校舎移転、県庁舎改築にともなう公園整備、当時、深刻化していた交通問題への対策事業の一環として、昭和42（1967）に登大路駐車場を開設し、公園地としての活用が図られてきた。
- ・なお、県庁舎改築にあたっては、奈良公園の風致景観を損なわないことを第一に、計画地を含め、公園側からみた県庁舎周辺の印象を和らげるため、全体に近代建築と公園の緑との調和するよう配慮された。